

令和6年度定例監査報告書にかかる措置状況通知

意見・要望事項（監査委員の意見・要望事項）	措置内容、対応、考え方等（意見・要望事項に対する所管の回答）	
<p>(1) 文書管理事務の重要性について</p> <p>自治体における公文書は、「政策決定から事務の遂行経過までを記録する文書として行政の在り方とその推移を知る」市民にとって貴重な知的財産となる。その意味から公文書の扱いについては公文書等の管理に関する法律で「適正な管理を行うよう努める」とされている。</p> <p>このような中で、文書の紛失や不適切な破棄などの事例が発生した。起きた事例に対しては、再発防止の観点から原因の究明と今後の対策を徹底するとともに、全職員が再度公文書の重要性を認識するよう「志木市公文書管理条例」及び各実施機関が設けている「公文書管理規程」に基づき、職員研修等を通じて公文書の適正な管理を徹底されたい。</p>	担当部課	総合行政部 行政管理課
	<p>公文書は、自治体の意思決定や業務遂行過程における記録であり、政策の実施や市民への説明責任を果たす上でも最重要で不可欠なものと認識しております。</p> <p>その公文書について、紛失や不適切な破棄が発生した事実については、大変重く受け止めており、原因を究明することは勿論、今後、職員への研修を実施し、「志木市公文書管理条例」及び各実施機関が設けている「公文書管理規程」の遵守・徹底、また令和7年度から導入した文書管理システムにおける公文書の適切な運用・管理を通じて、再発の防止に努めてまいります。</p>	

(2) 職員のメンタルヘルス対策について	担当部課	総合行政部 人事課
<p>市が様々な課題に対応し、住民の要望に応じていくためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で、能力を十分発揮できる環境をつくることが重要である。</p> <p>そのような中、全国的にもメンタルヘルス不調により1週間以上病気休暇または休職となる休務者（以下「休務者」という。）が多くなっている。当市においても、近年多発する職場もあり、日常業務に影響が出ないか心配である。一人でも欠けた職場では、他の職員への影響をはじめ、市民サービスの低下も心配される。そこで、休務者を出さないための職場、環境づくりや休務者への適切なカウンセリングや復職支援の実施、欠員が生じた職場への的確な支援体制の確立など、職員のメンタルヘルスの問題は人事行政の最大の課題と捉え、しっかりとリスク管理を行うことにより、休務者が極力少なくなるよう適切な人事管理を進められたい。</p>		<p>職員のメンタルヘルスにつきましては、希望者及び新規採用職員や育休明け職員、新規管理職など、ストレスのかかりやすい職員向けにメンタルヘルスカウンセラーの個別面接相談を実施しているほか、職員がストレスの程度を把握することにより、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としたストレスチェックも実施しています。</p> <p>加えて、新規採用職員と人事課長の面談も設定し、早期にメンタル不調を発見できるようにするとともに、休職者に対しては復職支援プログラムを実施し、無理のない復職を支援することで休職の再発防止に繋がっています。</p> <p>今後も引き続きメンタルヘルス対策に努めていくことにより、職員のパフォーマンスを最大限引き出せるよう、働きやすい職場環境づくりを推進していきます。</p>

<p>(3) 会計年度任用職員の報酬等の支払いについて</p>	<p>担当部課</p>	<p>総合行政部 人事課</p>
<p>会計年度任用職員は年々増加し、市の多くの業務を担い市行政の運営に欠かせない存在となっている。そのような中、国では会計年度任用職員と一般職との待遇の差が課題だとし、近年、報酬額をはじめ各種手当などの見直しが行われている。こうした状況のもと、本市においても支給要件が勤務日数等で変わるなど複雑化し、その結果、支給額を誤る事例が発生している。職員にとっての報酬は、労働の対価として間違いなく正確に支払われることが基本である。</p> <p>このことから、各所管の担当者は制度の主旨を理解し支給要件を熟知するとともに、担当所管である人事課は、各所管の支払いに間違いが生じないよう、各所管に対して適切な指導を行うよう徹底を図りたい。</p>	<p>会計年度任用職員の制度や事務処理に変更等がある場合は、速やかに各所管の担当者へ通知し、周知を徹底しているほか、誤りが生じないように助言・指導を行っているところです。また、令和7年度からは統合型内部情報システムを活用して会計年度任用職員の報酬計算を行う予定であり、計算処理を人事課で一括管理することで、支給誤りの防止だけでなく各所管の担当者の事務負担の軽減につながると考えております。</p> <p>今後におきましても、会計年度任用職員の報酬が間違いなく正確に支払われるよう、各所管に対する周知・助言・指導を徹底してまいります。</p>	